

ブータン王国

産業財産規則

2001年7月13日成立

2001年施行

(第II部第30規則～第35規則は2009年5月1日施行)

目次

序

- 第1規則 略称及び施行期日
- 第2規則 解釈
- 第3規則 手数料
- 第4規則 様式
- 第5規則 文書及び翻訳文の言語
- 第6規則 名称、住所、国籍及び居所の表示
- 第7規則 組合、企業及び団体による署名
- 第8規則 代理人による代理

第I部：特許

特許出願及び特許付与手続

- 第9規則 特許の分類
- 第10規則 特許付与の願書
- 第11規則 明細書
- 第12規則 特許請求の範囲
- 第13規則 図面
- 第14規則 要約書
- 第15規則 計量法、専門用語及び記号
- 第16規則 正副本の通数及び様式上の要件
- 第17規則 発明の単一性
- 第18規則 出願の分割
- 第19規則 先行技術の目的上参酌されない開示
- 第20規則 優先権主張の宣言及び先の出願の翻訳文
- 第21規則 対応する外国出願、外国の特許その他外国で保護される権利に関する情報の提出
期限
- 第22規則 出願の取下げ
- 第23規則 出願の受理印
- 第24規則 出願日の付与及び通知
- 第25規則 様式の審査

- 第 26 規則 特許の付与、公告及び証書交付
- 第 27 規則 政府又は政府によって認可を受けた第三者により特許を受けた発明の実施
- 第 28 規則 特許料
- 第 29 規則 無効

第 II 部：意匠

- 第 30 規則 特許に関する規則の準用
- 第 31 規則 意匠登録出願
- 第 32 規則 図及び見本の数及び大きさ
- 第 33 規則 出願日の認定及び通知、審査、並びに出願に係る付与又は拒絶の決定
- 第 34 規則 意匠の登録、公告及び証書交付
- 第 35 規則 登録の更新

第 III 部：商標

- 第 36 規則 商標の分類
- 第 37 規則 商標の登録出願
- 第 38 規則 商標の複製
- 第 39 規則 商標の音訳及び翻訳文
- 第 40 規則 優先権主張の宣言及び先の出願の翻訳文
- 第 41 規則 先の出願の謄本
- 第 42 規則 出願の取下げ
- 第 43 規則 出願の受理印及び出願日
- 第 44 規則 出願に対する拒絶理由又は条件付きの認容及び聴聞
- 第 45 規則 出願の拒絶又は条件付認容に対する出願者の異議
- 第 46 規則 出願の認容、公示及び版木の提出
- 第 47 規則 異議申立て
- 第 48 規則 商標の登録、公告及び証書交付
- 第 49 規則 登録の更新
- 第 50 規則 団体商標
- 第 51 規則 無効及び不使用による抹消
- 第 52 規則 権利保有者の変更
- 第 53 規則 代理人の任命及び送達先住所
- 第 54 規則 除外日
- 第 55 規則 登録原簿の閲覧並びにその抄本及び謄本の請求
- 第 56 規則 誤記の訂正及び期間延長
- 第 57 規則 聴聞
- 第 58 規則 郵便による送達
- 第 59 規則 使用許諾の記録
- 第 60 規則 産業財産代理人の登録

附則 I 手数料

附則 II 様式 (省略)

序

第1規則 略称及び施行期日

本規則は、産業財産法の施行日に施行され、2001年産業財産規則と称する。

第2規則 解釈

本規則では、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、

- (i) 「条」は、産業財産法の当該条をいう。
- (ii) 「登録官」は、産業財産法第36条(2)に従って任命される産業財産登録局長官を意味する。
- (iii) 「規則」は、本規則を意味する。

第3規則 手数料

産業財産法又は規則に基づいて生じた事項に関して納付すべき手数料は、本規則に添付され本規則の一部をなす附則Iの手数料一覧で定める。

第4規則 様式

- (i) 本規則で使用される様式は、本規則に添付され本規則の一部をなす附則IIで定める。
- (ii) 印刷された様式の写しは、登録官により無償で提供される。

第5規則 文書及び翻訳文の言語

出願は英語で行うものとし、出願の一部を構成する文書又は産業財産法若しくは本規則に基づき登録官に提出された文書が英語以外であるとき、英語の翻訳文を添付する。

第6規則 名称、住所、国籍及び居所の表示

- (1) 自然人の名称は、当該人の姓及び名(ミドルネームがあれば含む。)により、姓、名(ミドルネームがあれば含む。)の順で表示する。法人の名称は、完全な公式名称で表示する。
- (2) 住所は、表示された住所宛に郵便を迅速に配達するための慣習上の要件を満たすように記載し、かつ、いかなる場合でも、家屋番号があれば当該番号を含む行政単位を記載し、電信及びテレックス並びにファクシミリ及び電話番号も表示する。
- (3) 国籍は、その者が国民である国名で表示する。法人は、設立地及び登録された事務所を管轄する法の国名を表示する。
- (4) 居所は、その者が居住している国名で表示する。

第7規則 組合、企業及び団体による署名

(1) 組合のために又はその代表として署名されることが意図された文書には、組合員全員の正式名を記載し、組合員全員若しくは資格を有した組合員が組合を代表する旨を述べてこれに署名し、又は文書に署名する権限を有すると登録官が認めた者がこれに署名する。法人のために又はその代表として署名されることが意図された文書には、当該法人の取締役若しくは秘書役又は他の幹部役員、又は文書に署名する権限を有すると登録官が認めた者がこれに署名し、かつ社印を捺印する。団体のために又はその代表として署名されることが意図され

た文書は、正式な権限があると登録官が認める何人もこれに署名してよい。

(2) 登録官は、必要があると認めるときはいつでも署名の権限に関する証拠の提出を求めることができる。

第8規則 代理人による代理

代理人を任命する委任状は、出願とともに又は出願の日から2月以内に提出することができる。当該任命がこのようになされず、かつ産業財産法第35条及び第53規則に従っていないとき、出願の提出を除き、代理人による手続は一切行われなかったものとみなされる。

第I部：特許

特許出願及び特許付与手続

第9規則 特許の分類

登録官は、特許の付与及び公告、並びに分類されたファイルの維持に関連するあらゆる目的のために1971年3月24日のストラスブール協定(その後の版による改正を含め)のもとで採用された国際特許分類を適用しなければならない。

第10規則 特許付与の願書

- (1) 特許付与の願書は、様式1により作成し、かつ各出願人がこれに署名しなければならない。
- (2) 願書には、各出願人の名称、住所、国籍及び居所を表示しなければならない。
- (3) 出願人が発明者であるとき、願書にその旨を記載しなければならない。出願人が発明者ではないときは、各発明者の名称及び住所を表示し、出願人の特許を受ける権利の根拠を示す陳述を添付する。
- (4) 代理人による出願のとき、願書にその旨を表示し、かつ代理人の名称及び住所を記載しなければならない。
- (5) 発明の名称は、短く(好ましくは2つから7つの単語で)かつ正確でなければならない。

第11規則 明細書

- (1) 願書において、明細書は発明の名称を最初に記載するとともに、次の各号に定めるとおりとする。
 - (i) その発明の属する技術分野を明記する。
 - (ii) 出願人が知る限りの当該発明の理解に有意と判断される技術背景を表示し、かつ好ましくは当該技術を反映する文献を引用する。
 - (iii) 理解可能な用語で発明を開示し、かつ背景技術を基準にして有益な効果があれば当該効果を記載する。
 - (iv) 図面に数字があれば当該数字を簡潔に説明する。
 - (v) 発明の少なくとも1つの実施態様を記載する。当該記載は、適切であれば実施例により、図面があればその参照を付す。
 - (vi) 発明を産業上利用可能とする方法並びに生産及び使用の方法、又は使用のみが可能である場合にはその使用される方法が発明の記述又は発明の性質から自明ではない場合、これを明確に示す。
- (2) 明細書は、前項に定める態様及び順序に従わなければならない。ただし、発明の性質上異なる態様又は異なる順序が、より良い理解とより簡潔な説明に資するときはその限りでない。

第12規則 特許請求の範囲

- (1) 特許請求項数は発明の性質に照らし合理的でなければならない。複数の特許請求項が存在する場合、アラビア数字で連続番号を付す。

- (2) 特許請求の範囲は、発明の技術的特徴の観点から発明を定義する。
- (3) 適当であれば、特許請求の範囲には次の各号に定める事項を含むものとする。
- (i) 発明の定義をする上で必要な技術的特徴であるが、組み合わせにより先行技術の一部であることを示す陳述
- (ii) 前号に基づき記載された特徴と共に、保護されるべき技術的特徴を簡潔に記載する、特徴部分(その導入として「ことを特徴とする」、「を特徴とする」、「改良部分である」、その他同様の趣旨を示す文言が用いられる部分)
- (4) 必要不可欠な場合を除き、特許請求の範囲は、発明の技術的特徴に関して明細書又は図面の参照に依存してはならない。特に、「明細書の…部分に記載されている」又は「図面で…と図示されている」等の参照に依存してはならない。
- (5) 出願書類に図面を含むとき、特許請求の範囲において言及された技術的特徴に続けて、好ましくは、当該特徴に関連する参照符号を記載するものとする。参照符号を使用する際にはこれを括弧書で記載することが望ましい。ただし、参照符号を付すことにより、特許請求のより早い理解が特に促進されるものではないとき、当該符号を付すべきではない。
- (6) 出願に既述の特許請求項の削除は、「取消された」という文言に続けて従前の特許請求項の番号を示すことによって行うものとする。

第13規則 図面

- (1) 特許出願の一部を構成する図面は用紙に記載するものとし、当該用紙の使用可能な表面積は[17cm×26.2cm]を超えてはならない。当該用紙は使用された使用可能な表面積の周囲に外枠を含んではならない。最小限の余白は、次の通りとする。
- 上端—2.5cm
左端—2.5cm
右端—1.5cm
下端—1.0cm
- (2) 図面は次の各号に定めるとおり作成しなければならない。
- (a) 複製が可能な程度に、耐久性のある十分な密度及び濃さの黒色で、均一な太さと明瞭な線及び筆致で、彩色することなく作成する。
- (b) 断面はハッチングによって示す。このとき、参照符号及び引出線の明瞭な読取を妨げてはならない。
- (c) 図面の縮尺比及び作図の明瞭性は、3分の2の線縮尺による写真複製をした場合にもすべての細部を容易に識別することができるようなものとする。例外的に図面上に縮尺比を示す場合には、当該縮尺比は、図式で表示する。
- (d) 図面に記載するすべての数字、文字及び参照符号は、簡潔かつ明瞭なものとする。括弧、丸又は引用符は、数字及び文字と共に用いてはならない。
- (e) 異なる比率で表示することが図の明瞭性のために不可欠である場合を除き、同じ図の各要素は同じ比率でなくてはならない。
- (f) 数字及び文字の大きさは、[0.32cm]以上とし、図面中の文字は、ローマ字及び慣習となっている場合はギリシャ文字を使用する。
- (g) 図面の同一の用紙に、数個の図を記載することができる。2枚以上の用紙に描く図が全体として単一の図を構成するとき、各用紙上の数個の図は、いかなる部分図も隠すことなく

全体図を組立てられるように配置する。

個々の図は、空間を無駄にせず、相互に明確に分離して配置する。個々の図には、用紙の番号とは別に、アラビア数字により連続番号を付する。

(h) 明細書に用いない参照符号は図面に、また図面に用いない参照符号は明細書に表示してはならない。参照符号を用いて示すとき、同一の部分は、出願を通じて同一の符号で示す。

(i) 図面には、文章を記載してはならない。ただし、図面を理解するために不可欠な場合における「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「AA の断面」などの単一又は複数の単語や、電気回路、方式構成図及び系統図表の場合における数語の短い見出し語はこの限りではない。

(j) 図面の用紙は、後掲の第 16 規則(7)に従って付番される。

(3) 系統図及び図表は、図面に含まれる。

第 14 規則 要約書

(1) 要約書は、当該技術分野における検索目的に資する走査手段として、効率的に利用することができるように記載しなければならない。

(2) 要約書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

(i) 明細書、特許請求の範囲及び図面に含まれている開示の概要(発明の属する技術分野を示し、発明及び発明の主要な一又は二以上の用途により技術的問題を明瞭に理解することができるように作成されたもの)

(ii) 該当する場合は、出願に記載されているすべての化学式のうち最もよく発明の特徴を表現するもの

(3) 要約書は、開示の目的に適う限度で簡潔に記載する(50 乃至 150 語が望ましい)。

(4) 要約書は、発明の利点の主張若しくは価値又は推測的な利用について記載してはならない。

(5) 要約書に記載され、かつ出願書類の図面に図示されている主要な技術的特徴は、それぞれに、括弧付きで参照符号を付する。

(6) 要約書には、出願人が提出する図面のうち、最も説明に適するものを添付しなければならない。

第 15 規則 計量法、専門用語及び記号

(1) 度量衡の単位は、メートル法で記載する。

(2) 温度は、摂氏で記載する。

(3) 密度は、メートル単位で記載する。

(4) 熱、エネルギー、光、音及び磁気の表記並びに数式及び電気の単位については、一般的に使用される表記規則に従わなければならない。化学式については、一般に用いられている記号、原子量及びモジュール式を採用しなければならない。

(5) 技術用語、符号及び記号は、原則として当該技術分野において一般的に使用されているもののみを用いる。

(6) 用語及び符号は出願において首尾一貫しなければならない。

第 16 規則 正副本の通数及び様式上の要件

(1) 第 20 規則(7)に基づき、出願書類及びいかなる添付の陳述又は添付書類についても、3

通の正副本を提出しなければならない。ただし、登録官が追加の写しの提出を求めることもある。

(2) 出願のすべての構成要素は、写真、静電加工、写真オフセット及びマイクロフィルムによって、直接複製が可能な態様で提出しなければならない。

(3) 出願に含まれる各用紙は片面のみ使用しなければならない。

(4) 出願のすべての構成要素は、柔軟で、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、耐久性のある紙で作成しなければならない。

(5) 用紙の寸法は[A4判(29.7cm×21cm)]とするが、登録官がその他の寸法の用紙を認めることもある。

(6) 用紙の最小限の余白は次のとおりとする。

(i) 上端(最初の頁は除く) : 20mm

(ii) 最初の頁の上端 : 30mm

(iii) 綴じ代 : 25mm

(iv) 綴じ代と反対側の端 : 20mm

(v) 下端 : 20mm

(7) (a) すべての用紙は、紙面上部の中央にアラビア数字の連続番号を付する。

(b) 用紙の連続番号を付するとき、出願書類は、願書、明細書、特許請求の範囲、要約書、図面、の順序とする。

(c) 用紙の連続番号の付番は、次の3組に分けた一続きの付番を使用するものとする。第1の一続きは願書のみ付され、願書の第1頁から開始し、第2の一続きは明細書の最初の用紙から付番を開始し、特許請求の範囲に続き、要約書の最後の要旨まで付され、第3の一続きは図面のみ付され、図面の最初の用紙から付番を開始しなければならない。

(8) 出願書類の本文はタイプ打ちされるものとし、図式記号、化学式又は数式及び特定の文字は必要に応じ手書き又は手描きにすることができる。

(9) 図面は、耐久性のある、黒色の、十分な密度及び濃さで、均一の太さの、明瞭な線及び筆致で、彩色することなく作成しなければならない。

第17規則 発明の単一性

(1) 産業財産法第8条(1)は、特に、考える次の3つのうちいずれか一つを認めると解釈されるものとする。

(i) ある物における独立の特許請求項に加え、当該物の製造のために特に採用される方法に関する独立の特許請求項及び当該物の使用に関する独立の特許請求項を同一の出願に含めること

(ii) ある物における独立の特許請求項に加え、当該物の製造のために特に採用された製造方法に関する独立の特許請求項並びに当該製造方法を実現するために特に設計された装置又は手段に関する独立の特許請求項を同一の出願に含めること

(iii) ある物における独立の特許請求項に加え、当該方法を実現するために特に工夫された装置又は手段に関する独立の特許請求項を同一の出願に含めること

(2) 産業財産法第8条(1)を前提として、同一の出願に、単一の包括的な特許請求項に容易に包含することができない同一カテゴリーに属する二以上の独立の特許請求項を含めることができる。

(3) 産業財産法第 8 条 (1) を前提として、同一の出願に、単一の独立の特許請求項において請求される発明の特定の態様を請求する合理的な数の従属する特許請求項を含めることができる。

第 18 規則 出願の分割

- (1) 分割出願においては、最初の出願の参照を記載しなければならない。
- (2) 出願人が、最初の出願において主張した優先権を分割出願でも享受することを希望する場合、当該分割出願にその旨の請求を記載しなければならない。その場合、最初の出願につき第 20 規則に基づき提出された優先権主張の宣言及び書類は、当該分割出願にも関連するものとみなす。
- (3) 最初の出願につき、二以上の先の出願を基礎とする優先権が主張されている場合、分割出願は、当該分割出願に該当する優先権のみを享受することができる。

第 19 規則 先行技術の目的上参酌されない開示

先行技術の目的上、産業財産法第 5 条 (2) (c) に従い発明の開示が参酌されないことを望む出願人は、出願にその旨を記載し、かつ出願の時又は出願日から 1 月以内に、書面で、完全な開示の詳細を提出しなければならない。展示会で開示された場合、出願人は、当該展示会の詳細及び当該発明が実際に当該展示会で展示された旨を記載した当該展示会所轄当局の発行する適式の認証済証明書を上記期間中に提出しなければならない。

第 20 規則 優先権主張の宣言及び先の出願の翻訳文

- (1) 産業財産法第 6 条 (1) に定める主張の宣言には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (i) 先の出願の日付
 - (ii) (2) に従って、先の出願番号
 - (iii) (3) に従って、先の出願に付された国際特許分類記号(もしあれば)
 - (iv) 先の出願を提出した国、又は、地域出願若しくは国際出願であるとき、単一若しくは二以上の指定国の名称
 - (v) 先の出願が、地域又は国際出願であるとき、受理官庁の名称
- (2) (1) に定める主張の時点で先の出願番号がまだ知られていないとき、当該主張を含む出願が提出された日から 3 月以内に当該番号を通知しなければならない。
- (3) 国際特許分類記号が先の出願に付されていないとき、又は、(1) の主張を提出した時点でまだ割り当てられていなかったとき、出願人は、当該主張中でその事実を陳述し、割り当てられ次第直ちにその記号を通知しなければならない。
- (4) 出願人は、特許付与前であれば随時、(1) に定める主張の内容を修正することができる。
- (5) 先の出願の謄本を提出する産業財産法第 9 条 (2) 所定の期間は、登録官による求めがあった日から 3 月以内である。謄本を既に他の出願のために提出しているとき、出願人は、当該他の出願の参照をもって回答することができる。
- (6) 先の出願が英語以外の言語であるとき、前項の求めから 6 月以内に先の出願の英語による翻訳文を提出する。
- (7) 登録官の別段の求めがない限り、先の出願と翻訳文は 1 通を提出する。

第 21 規則 対応する外国出願、外国の特許その他外国で保護される権利に関する情報の提出期限

(1) 産業財産法第 10 条に基づき情報の提出につき定められる期限は、その情報の提出を求めた日から 2 月以上又は 6 月以下とする。登録官は出願人による理由を付した求めに応じ、当該期限を延長することができる。

(2) 産業財産法第 10 条に基づき求められた文書がまだ入手できない旨を出願人が回答する場合、登録官は当該文書が提出されるまで出願の審査手続きを停止することができる。

第 22 規則 出願の取下げ

(1) 出願は、登録官に提出された各出願人が署名する書面の申立てにより取り下げられるものとする。

(2) 出願費用は、出願が取り下げられても返金されないものとする。

第 23 規則 出願の受理印

(1) 受理において、登録官は、各出願書類に、実際の受領日及び BT の 2 文字を含む出願番号、斜線、P の文字、斜線、最初の文書を受領した西暦の下二桁、斜線、及び出願を受領した順に連続して割り当てられた 5 桁の数字を刻印する。受領日と異なる日付でいかなる訂正又は他の後から提出された書類が受領された場合も、登録官は、様式 1 の特許付与願書の適切な箇所に実際の受領日を刻印する。

(2) 前項に基づき割り当てられる出願番号が、以後の出願に関するすべての連絡に引用される。

第 24 規則 出願日の付与及び通知

(1) 登録官は、出願が産業財産法第 11 条(1)(a)の要件を満たしているかについて審査する。

(2) 産業財産法第 11 条(1)(b)に基づき訂正を提出するよう勧告する場合、書面で行うものとする。当該書面は、必要な単一又は二以上の訂正を明記し、かつこれらの訂正を勧告の日から 2 月以内に所定の手数料納付と共に行うよう請求するものとする。

(3) 登録官が出願日を付与した後、登録官はこれを出願人に書面で通知する。出願が提出されなかったものとされるときは、産業財産法第 11 条(1)(b)に基づき、登録官は、書面でその理由を明示して出願人に通知する。

第 25 規則 様式の審査

(1) 産業財産法第 7 条(1)、(2)及び同条項に関連する規則の要件並びに産業財産法第 34 条及び第 5、6、7、8、15、及び 16 規則の要件は、適用される限度において本規則の目的上形式的要件とされるものとする。

(2) 登録官が、産業財産法第 11 条(3)の条件が満たされていないことを発見した場合、登録官は出願人に対し、勧告の日から 2 月以内に所定の手数料の納付と共に求められた補正をなすよう様式 2 の書面により勧告するものとする。出願人が不備を補正する勧告に従わないとき、又は出願人が提出した補正にもかかわらず、登録官が、産業財産法第 11 条(3)の条件を満たしていないとの見解であるとき、登録官は出願を拒絶し、かつ拒絶理由を付してその旨を書面で出願人に通知するものとする。

(3) 出願日は、出願の拒絶により影響を受けることなく、有効である。

第 26 規則 特許の付与、公告及び証書交付

(1) (a) 登録官は、特許付与の決定を出願人に書面で通知し、当該通知中に、当該通知日から 3 月以内に特許付与及び公告の手数料の納付を請求するものとする。

(b) 前号所定の期間内に特許付与及び公告の手数料の納付があるとき、登録官は、産業財産法第 12 条及び本規則に基づき特許を付与する。

(2) (a) 登録官は、登録官が付与する各特許に、付与順に連続した番号(すなわち特許の公告番号)を割り当てる。

(b) 特許は、様式 3 で付与され、当該様式に(3)に定める情報並びに特許公告日、先行技術の引用文献又は参考資料、明細書、特許請求の範囲、及び図面があればこれを記載するものとする。

(c) 特許は、産業財産法第 12 条(2)(i)に従い、登録官が付与の公告日に付与されたものとみなす。

(3) 特許付与の公告には、次の各号に記載する事項を記載しなければならない。

(i) 特許番号

(ii) 特許権者の名称及び住所

(iii) 発明者の氏名及び住所。ただし、発明者が当該特許につき氏名を表示しないように求めたときはその限りではない。

(iv) 代理人があるとき、その名称及び住所

(v) 出願日及び出願番号

(vi) 優先権を主張しかつその主張が認められたとき、優先権の陳述、優先日及び先の出願がなされた国又は先の出願による指定国の名称

(vii) 特許付与の発効日

(viii) 発明の名称

(ix) 要約書

(x) 図面があるとき、最も説明に適するもの

(xi) もし明記されていれば、国際特許分類記号

(4) 特許付与証書は様式 4 によって交付され、登録官が署名し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(i) 特許番号

(ii) 特許権者の名称及び住所

(iii) 出願日、及び該当するときは出願の優先日

(iv) 特許付与の発効日

(v) 発明の名称

第 27 規則 政府又は政府によって認可を受けた第三者により特許を受けた発明の実施

(1) 大臣は、産業財産法第 15 条に基づく決定をする前に、登録官との協議の上、特許権者及び強制使用許諾の受益者並びに参加が有用であると大臣が判断する何人に対しても、それらの者が聴聞を受ける日の通知を少なくとも 21 日前に書面により送付しなければならない。特許権者は、その聴聞の通知をすべての実施権者に知らせなければならない。その実施権者は

その聴聞に参加する権利を有する。

(2) 大臣は、聴聞後に書面で決定をし、当該書面には、その決定の基礎となる理由を記載するものとし、かつ、当該発明が産業財産法第 15 条(5)に基づき実施されるべきとの決定をしたときは、その実施の条件も記載し、この決定を登録官に伝える。

(3) 登録官は、大臣の決定を記録、公告し、特許権者及びその他の聴聞参加者に書面で通知する。

(4) 対価に関する大臣の決定が不服申立ての対象となったとき、裁判所の書記官は、裁判所の終局的な判断を登録官に通知し、登録官は、その判断を記録し、公告しなければならない。

第 28 規則 特許料

(1) 産業財産法第 14 条(2)に基づき、特許料が納付され次第、登録官は、納付の受領日から 2 週間以内に出願人又は特許権者に納付受領証を交付又は送付する。

(2) 登録官は、特許の失効の通知を記録し公告する。

(3) 年間特許料は払い戻されない。

第 29 規則 無効

(1) 産業財産法第 16 条(2)の定めが、数個の特許請求項又はその一部にのみ適用されるとき、当該特許請求項又はその一部は無効となる。

(2) 特許権者は、特許の無効を求めて提起された裁判に係るいかなる手続きをも、実施権者に書面で通知し、提訴された無効の理由が、特許権者が発明者又はその権利承継人でないとするときは、当該特許に係る権利を有すると主張する者にも通知する。

第II部：意匠

第30規則 特許に関する規則の準用

第20規則乃至第23規則は、意匠に準用され、準用の目的上、第23規則の「P」の文字は「D」の文字と読み替えられる。

第31規則 意匠登録出願

- (1) 意匠登録出願は、様式5により行い、各出願人が署名する。
- (2) 出願には、各出願人の名称、住所、国籍及び居所を表示する。
- (3) 出願人が創作者であるとき、願書にその旨を記載する。創作者でないときは、各創作者の名称及び住所を表示し、出願人が意匠登録を受ける権利の根拠を示す陳述を添える。
- (4) 出願が代理人によりなされているとき、願書においてその旨を表示し、代理人の名称及び住所を記載する。

第32規則 図及び見本の数及び大きさ

- (1) 出願には、次の各号に掲げるものを提出しなければならない。
 - (i) 意匠が平面であるとき、4つの図式又は4つの図面若しくは透写図。
 - (ii) 意匠が立体であるとき、意匠の異なる側面の各々を示す4つの図式又は4つの図面若しくは透写図。
- (2) 見本は、[20cm×20cm×20cm]を超えない大きさにする。意匠の図式、図面又は透写図は、[10cm×20cm]を超えてはならない。これらの図式、図面、透写図は[A4サイズ]の丈夫で耐久性のある4枚の用紙に付される。図面及び透写図は黒インクにする。

第33規則 出願日の認定及び通知、審査、並びに出願に係る付与又は拒絶の決定

- (1) 登録官は、出願が産業財産法第20条(1)の要件を満たしているかについて審査する。
- (2) (a) 出願の受領時に前項の要件を満たしていないと登録官が判断するとき、登録官は、求められる訂正を提出するよう出願人に勧告し、その訂正の受領日を出願日として認定する。しかし、訂正がなされないときは、その出願は提出されなかったものとして取扱われる。
(b) 前号に基づく訂正の提出の勧告は書面で行う。当該書面には、求められる一又は二以上の訂正を明記し、かつこれらの補正は請求日から2月以内に、所定の手数料の納付と同時に提出する旨の請求を明記するものとする。
- (3) 登録官が、出願日を認定したとき、その旨を出願人に書面で通知する。前項(a)に基づき、出願が提出されなかったものとして取扱われるとき、登録官は、その理由を明記した書面で出願人に通知しなければならない。
- (4) 登録官は、産業財産法第18条、第17条、並びに第20条(1)及び(2)に定める要件を満たしていないことを発見するとき、出願人に対し書面で必要とされる補正を勧告日から2月以内に所定の手数料の納付とともに提出するよう勧告しなければならない。出願人が不備を補正する勧告に応じないとき、又は、出願人が提出した補正にもかかわらず、登録官が前記請求を満たしていないとの見解であるときは、登録官は出願を拒絶し拒絶理由を明記した書面で出願人に通知しなければならない。
- (5) 出願日は、出願の拒絶により影響を受けることなく、有効である。

(6) 登録官は、出願に係る権利付与又は拒絶の決定について、書面で出願人に通知し、出願に係る権利付与の決定の場合、登録官は、その通知の日から1月以内に登録手数料及び公告の手料を納付するよう出願人に請求しなければならない。

第34規則 意匠の登録、公告及び証書交付

(1) 第33規則(6)に定める期間内に登録及び公告の手料の納付があるとき、登録官は、産業財産法第21条(3)及び本規則に基づき、意匠を登録する。

(2) 登録官は、登録官が登録する各意匠に、登録順に連続した番号を割り当てる。

(3) 意匠の登録には、意匠の表示を記載し、次の事項を明記しなければならない。

(i) 意匠番号

(ii) 登録者の名称及び住所

(iii) 代理人があるとき、その名称及び住所

(iv) 創作者の氏名及び住所。ただし、創作者が、登録に際し、氏名を表示しないように求めた場合はその限りではない。

(v) 優先権が主張され、それが認められたとき、優先日及び先の出願がなされた国又は先の出願における指定国

(vi) 意匠が使用される物品の種類

(4) 産業財産法第21条(3)に基づく意匠登録の公告には、本規則の前項に定める明細を記載しなければならない。

(5) 意匠登録の証書は、様式6により交付しなければならない。

第35規則 登録の更新

(1) 産業財産法第22条(5)に基づく意匠登録の更新は、登録満了の6月前から満了までの期間に登録者又はその代理人が行うことができる。

(2) 登録の更新は、本規則の前項に定める期間内に更新手数料の納付、又は産業財産法第22条(5)に基づき認められた猶予期間内に所定の追加料金の納付によりなされる。

(3) 意匠登録の更新は、登録原簿に記録し、公告しなければならない。

(4) 登録官は、登録者の更新証書を交付し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(i) 意匠の登録番号

(ii) 更新日及び満了日

(iii) 登録者の名称及び住所

(iv) 登録された意匠の対象となる物品の種類を表示

第III部：商標

第 36 規則 商標の分類

登録官は、商標の登録及び公告に関連するすべての目的上、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定(その最新改正)を適用することができる。

第 37 規則 商標の登録出願

商標の登録出願は、様式 7 で行い、出願人又はその代理人が署名しなければならない。国際分類による一以上の商品又はサービスを指定する登録の出願をなすことができる。ただし、一つの出願に、二以上の商品／役務の区分を指定するとき、区分数に乗じた手数料を納付しなければならない。

第 38 規則 商標の複製

(1) 出願には、耐久性のある画像により、様式 7 上にそのために設けられた欄に商標を複製するものとする。複製が当該欄に収まらない大きさであるとき、丈夫で耐久性のある紙に記載する。記載した紙の一部を当該欄に貼付しなければならないが、残余の部分は折りたたんでよい。当該複製は、A4 版以内の大きさとし、スキャンによる読取及び 300dpi の解像度によるコンピュータ・ファイルへの格納に適した品質にする。

(2) 商標の登録のためのすべての出願において、商標の 3 つの複製を追加的に提出しなければならない。出願における商標の複製と追加的な複製は同一でなければならない。すべての追加的な複製につき、その時々登録官が求める詳細を様式 7A に付記しなければならない。必要に応じ、当該詳細は、出願人又は代理人がこれに署名しなければならない。

(3) 登録官が商標の複製が不適切であると判断するときはいつでも適切な複製の提出を求めることができる。

(4) 図面又は他の複製が前述の方法で提出できないとき、商標の見本又は複写を実物大又は縮尺により、かつ登録官が適切と判断する様式で提出することができる。

第 39 規則 商標の音訳及び翻訳文

商標が英語以外の言語の文字による単一又は複数の語から成り又は含んでいる場合、様式 7 による出願及び様式 7A による当該商標の複製には、各語が属する言語を明記して当該語の音訳及び翻訳文を添えるものとする。

第 40 規則 優先権主張の宣言及び先の出願の翻訳文

(1) 産業財産法第 26 条(2)に定める宣言には次の各号に掲げる事項を表示する。

(i) 先の出願の日付

(ii) (2)の場合を除き、先の出願番号

(iii) 先の出願を提出した国、又は、地域又は国際出願であるとき、受理官庁の名称

(2) 前項に定める宣言の提出時に、先の出願番号が知られていない場合、宣言を付した出願が提出された日から 3 月以内に当該番号を提出しなければならない。出願人の支配を超える事由により所定の期間を遵守できなかった旨の証明を出願人が提出するとき、登録官は、本

項に定める期間をさらに3月延期することができる。

(3) (1)に従い二以上の先の出願を基礎とする優先権の主張がなされる場合、それら先の出願に係る表示を単一の宣言に記載することができる。

(4) 出願人は、商標が登録される前であればいつでも本規則(1)乃至(3)に定める宣言の内容を補正することができる。

第41規則 先の出願の謄本

産業財産法第26条(2)(a)に定める先の出願の認証付謄本を提出する期間は、登録官から求めがあった日から3月とする。

第42規則 出願の取下げ

(1) 出願の取下げは、出願人が署名する書面による宣言を登録官に提出する方法によらなければならない。

(2) 出願手数料は、出願が取り下げられても返還されない。

第43規則 出願の受理印及び出願日

(1) 第23規則は、商標に準用され、同規則に定める「A」の文字は「M」と読み替えられる。

(2) 登録官は、次の各号に掲げるものを受領した日を出願日として認定しなければならない。

(i) 出願人の名称

(ii) 通信の宛先としうる住所

(iii) 商標の複製

(iv) 登録を求める商品及び／又は役務の一覧

(v) 所定の出願手数料

(3) 登録官は、書面で、出願番号及び出願日を通知し、又は出願番号及び出願日を表示した手数料受領証を交付しなければならない。

第44規則 出願に対する拒絶理由又は条件付きの認容及び聴聞

(1) 産業財産法第27条に基づく審査の際、登録官は商標の登録出願に拒絶理由があると判断するとき、登録官は出願人にその旨を書面で通知し、当該書面には関連するすべての詳細を記載し、その通知日から2月以内に出願人に意見書を提出するか、又は聴聞を申請するよう勧告しなければならない。その期間内に出願人が当該勧告に応じないときは、出願人はその出願を取り下げたものとみなされる。

(2) 産業財産法第27条に基づく審査の際、登録官は、出願人の補正、変更、条件、免責又は制限を条件として出願を認容する決定をする場合、登録官は出願人に書面でその決定を通知する。出願人は、当該補正、変更、条件、免責又は制限に異議があるとき、当該通知日から2月以内に登録官に対し聴聞を申請するか、意見書を提出しなければならない。出願人は当該補正、変更、条件、免責又は制限に異議がないとき、当該通知日から2月以内に登録官に対し書面でその旨を通知し、必要に応じ出願をしかるべく補正しなければならない。出願人が前記期間内に何らかの方法で回答しないとき、出願人はその出願を取り下げたものとみなされる。

(3) 聴聞の求めは、所定の手数を添えて、登録官に対し様式8の書面で行い、登録官は、

当該書面を受領次第、聴聞の日時を遅くとも1月前に書面で通知しなければならない。

第45規則 出願の拒絶又は条件付認容に対する出願者の異議

聴聞後又は出願人による補正若しくは意見書を検討した後に、登録官が出願を拒絶したとき、その決定を書面で出願人に通知しなければならない。出願人はその通知の日から1月以内に所定の手数料を納付し、様式9により、登録官にその決定の理由及びその決定に至るにあたり参酌した資料を書面で陳述するよう請求することができる。

第46規則 出願の認容、公示及び版木の提出

(1) 登録官が無条件で、又は出願人が異議を述べなかった条件若しくは制限を付して出願を認めるときには登録官は次の各号に掲げる事項を記載して公報への掲載により出願を公告する手続きをしなければならない。

(i) 出願日、及び該当する場合は優先日

(ii) 商標の形状

(iii) 商標の登録に係る商品又は役務(これに対応する国際分類の単一又は複数の区分を併記する。)

(iv) 出願人の名称及び住所

(vi) 外国の出願人であるとき、現地代理人があればその名称及び住所

(vii) 登録官が必要と判断するその他の事項

(2) 産業財産法第27条及び本規則により求められる公告の目的上、登録官は、書面で、出願人に対し、登録官が適切と考える寸法の版木の提出を書面で求めることができる。

第47規則 異議申立て

(1) 利害関係を有する何人も、産業財産法第27条2(b)に基づき、第46規則に定める公告の日から3月以内に、所定の手数料の納付とともに、かつもしあれば当該異議を裏付ける証拠を添えて、様式10により異議の通知を行うことができる。

(2) 産業財産法第27条(2)(c)に定める答弁書は、出願人が所定の手数料を納付し、異議の通知を出願人に送付した日から2月以内に様式11を、出願が認められるとする理由をもしあれば証拠とともに書面で提出しなければならない。

第48規則 商標の登録、公告及び証書交付

(1) 登録官が無条件に、又は出願人が異議を述べない条件若しくは制限を付して出願を認めるとき、又は反論が出願人の有利に決定されたとき、登録官は産業財産法第23条(3)及び本規則に従い商標を登録しなければならない。

(2) 商標の登録には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(i) 商標

(ii) 商標番号

(iii) 登録者の名称及び住所

(iv) 代理人があればその名称及び住所

(v) 出願日及び登録日

(vi) 優先権が主張され当該主張が認められたとき、優先日及び先の出願がなされた国又は先

の出願の指定国

(vii) 商標の登録に係る商品又は役務の一覧(これに対応する国際分類の単一又は複数の区分を併記する。)

(3) 商標の登録証書は、登録官の求める様式 12 に係る所定の登録手数料の受領後、様式 12A により交付される。

(4) (1)に基づく商標の登録の公告は、(2) (ii)乃至(vii)に明記する詳細を記載しなければならない。

第 49 規則 登録の更新

(1) 産業財産法第 28 条(4)に基づく商標の登録更新は、登録期間の満了より 6 月前から満了までの間に様式 13 により請求することができ、当該請求には登録者又はその代理人が署名しなければならない。

(2) 更新は、本規則(1)で定められた期間内に納付を要する更新手数料の納付があれば、又は産業財産法第 28 条(4) (c)に基づき認められた猶予期間内に所定の追加料金が納付され次第、更新される。

(3) 商標登録の更新は、登録原簿に記録され、公告されなければならない。

(4) 登録官は、登録者に対し様式 13A により更新の証書を交付し、当該証書には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(i) 商標の登録番号

(ii) 更新日及び満了日

(iii) 登録者の名称及び住所

(iv) 商標の登録に係る商品又は役務の一覧(これに対応する国際分類の単一又は複数の区分を併記する。)

第 50 規則 団体商標

第 36 乃至 49 規則は、次の各号に掲げる条件により、団体商標に準用される。

(i) 団体商標の登録出願は、その登録の出願において、商標が団体商標である旨の指定がなされ、かつ出願人が適式に証明を付した商標の使用管理規約の写しを出願に添付しない限り受理されない。

(ii) 団体商標の使用管理規約には、団体商標が表章する商品又は役務の共通の特徴又は品質並びに当該商標の使用条件及び当該商標を使用することができる者を定義しなければならない。当該規約は、当該規約を遵守した当該商標の使用に係る効果的な管理の実施につき規定しなければならない、かつ当該規約に反する使用に対する十分な制裁を定めなければならない。

(iii) 団体商標の登録において当該商標の使用管理規約の謄本を添付しなければならない。

(iv) 第 46 規則(1)に基づく団体商標の登録の公告には、当該登録において添付された規約の要約も記載しなければならない。

(v) 商標の使用管理規約につき行われた変更の通知は書面によらなければならない。

(vi) 前記変更に係るすべての通知は登録官がこれを記録しなければならない。規約の変更は当該記録がなされるまで効力を有しない。記録された変更はその要約が公告されなければならない。

(vii) 産業財産法第 29 条(2)に関連する商標使用の適用上、団体商標の登録者は、当該商標

の使用管理規約に従い当該商標の使用を許諾された他の者による使用を条件として、当該商標を自ら使用することができる。それら許諾者の使用は登録者自身の使用とみなされるものとする。

第 51 規則 無効及び不使用による抹消

(1) 産業財産法第 29 条(1)に基づく商標の無効、又は産業財産法第 29 条(2)に基づく登録商標の抹消は、所定の手数料及びその裏付けとなる証拠があればこれを添付して様式 14 により申請しなければならない。

(2) 登録官は、登録された権利者及びすべての登録された使用許諾を受けた者に前記申請の写しを直ちに送付する。登録された権利者は、当該申請の写しを受領後 2 月以内に、登録を裏付けるものとして依拠した根拠を陳述する答弁書及びその裏付けとなる証拠があればこれを添付して様式 11 により送付しなければならない。

(3) その後、登録官は、当事者のいずれかが聴聞を希望する場合に当事者らの聴聞を行い、かつ事案の実体を検討した後に、本件の決定をしなければならない。

(4) 登録官は無効の申立てを認めるとき、登録官は産業財産法第 29 条(1)に基づき商標の登録の無効を記録し、これを公告しなければならない。

(5) 登録官は、産業財産法第 29 条(2)に基づき、その商標が登録されているいずれかの商品又は役務に関して削除されるものとする旨の決定をなすとき、登録官は、その限度において登録原簿から当該商標を抹消しなければならない。

(6) 登録官は、不使用による商標の登録原簿からの抹消を同原簿に記録しなければならない。

第 52 規則 権利保有者の変更

(1) 産業財産法第 34 条に基づく、同法上付与されている権利の保有者又は当該権利を求めて出願する権利の保有の変更の請求は、様式 15 により登録官に対して行わなければならない、かつ所定の手数料を納付しなければならない。

(2) 権利保有者の変更の公告には次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (i) 関連する保護の対象となる権利
- (ii) 出願日、優先日、及び該当する場合は登録日又は権利付与日
- (iii) 保有者名及び新保有者名
- (iv) 保有に係る変更の性質

第 53 規則 代理人の任命及び送達先住所

代理人は、出願人又は出願人が複数である場合はその各自が署名した様式 16 の委任状により任命されなければならない。代理人の住所は、産業財産法及び本規則に関連するすべての目的上、当該代理人を任命した単一又は複数の者に対する通信が送信される住所として取り扱われるものとする。

第 54 規則 除外日

何らかの行為又は何らかの手続きをするための最終日が登録官の属する官庁の公務日でないとき、次の公務日にその行為又は手続きをすることは適法である。

第 55 規則 登録原簿の閲覧並びにその抄本及び謄本の請求

登録原簿の閲覧及び登録官が認めるその他の文書の閲覧は、所定の手数料の納付を要するものとする。閲覧請求及び登録原簿の認証付抄本又は文書謄写の請求は、様式 17 により登録官に対して行われなければならない、かつ所定の手数料を納付しなければならない。

第 56 規則 誤記の訂正及び期間延長

(1) 登録官は、誤記、翻訳文若しくは転写、事務上の誤記、又は産業財産登録原簿に記録された出願若しくは文書又は産業財産法若しくは本規則に従ってなされた記録における誤りを職権で訂正することができる。

(2) 前項に基づく誤記の訂正、又は権利者若しくは使用許諾を受けた者の名称、住所若しくはその他の記述の変更、又は記載されていた詳細事項中の指定商品／役務の抹消は、様式 18 による書面の請求を登録官が受領し、かつ登録官が適切と考える条件が充足される場合、登録官がこれを行うことができる。訂正が行われた場合、すべての利害関係人に書面で通知されるものとし、かつ、必要と判断される時は登録官が当該訂正を公告しなければならない。

(3) 産業財産法第 38 条(2)に基づく期間の延長の請求は、所定の手数料を添えて様式 19 により行うことができる。

第 57 規則 聴聞

(1) 登録官は、産業財産法又は本規則に基づき与えられた裁量権を何人かの不利に行使する前に、その者に期限を付記して書面で聴聞の機会を通知しなければならない、当該期限は聴聞の求めの提出まで 1 月以上でなければならない。

(2) 聴聞の求めは様式 8 により書面で行うものとし、かつ所定の手数料を納付しなければならない。

(3) 前記請求を受領したとき、登録官は、その請求者及びその他すべての利害関係人に、2 週間前までに聴聞の日時を書面で通知しなければならない。

第 58 規則 郵便による送達

(1) 登録官に対し郵便で送付される通知、申請その他の文書は、通常の郵便過程で配達されるであろう時点で通知され、申請され、又は提出されたものとみなされるものとする。当該送付の立証は、当該通知、出願その他の文書を封入した書簡が適切な住所を宛先として書留郵便により差出されたこととの証明で足りるものとする。

(2) 前項は、出願日の付与には適用されない。

第 59 規則 使用許諾の記録

(1) 特許、意匠、若しくは登録商標に関する使用許諾を受けた者又はこれを出願する権利を許諾された者の名称を記録する請求は、所定の手数料を添えて様式 20 により行わなければならない。

(2) 商品商標の場合、使用許諾契約は、産業財産法第 31 条の定めに従う。

第 60 規則 産業財産代理人の登録

(1) 法律実務家又はいかなる関係人も様式 21 により産業財産代理人としての登録を申請す

ることができる。その登録のためには、出願人が充足しなければならない必須の資格は、次の各号に掲げるとおりである。

(a) ブータンの市民であること

(b) 22歳未満ではないこと

(c) ブータンで認可されている大学の卒業生であるか又は同等の資格若しくはブータン裁判所実務が可能な JABMI の資格の保有者であること

(d) ブータンの国内外を問わず、管轄権を有する裁判所で禁固刑若しくは懲役刑の有罪判決を受けた者、精神異常である旨の宣告を受けた者、又は権限のある当局によって職務上の非行により有罪と裁定された者ではないこと

(2) 登録官は、産業財産代理人としての登録を申請する者の適正を判断するため、産業財産法及び産業財産実務に関する筆記試験及び口述試験を実施しなければならない。

(3) 50%以上の総合点を得た申請者は、登録に適すると判断される。

(4) 登録官は、産業財産代理人として登録された者に登録証書を交付する。

(5) 産業財産代理人として登録され、かつ産業財産登録局に対する実務を行う者は、弁護士及び裁判所に対する法律実務を行う者に通常適用される高度な倫理及び職業上の行為規範を常に維持しなければならない。規則に違反する者は、適正手続を経て、産業財産代理人として実務を遂行する資格を剥奪され、かつその者の氏名は産業財産代理人名簿から抹消される。

附則I 手数料

様式	様式の表題	手数料額
7	商標の登録出願(第 37 規則)	1000.00
7A	商標の複製の追加提出用様式	なし
8	聴聞の求め(第 44 規則(3)、第 57 規則(2))	100
9	決定理由の陳述請求(第 45 規則)	100
10	登録商標出願に対する異議の通知(第 47 規則(1))	500
11	答弁書の様式(第 47 規則(2)／第 51 規則(2))	500
12	登録手数料(第 48 規則(3))	1000
12A	商標の登録証書(第 48 規則(3))	なし
13	商標の登録更新(第 49 規則)	1000
	a. 第 49 規則(1)に基づき納付する手数料	1000
	b. 産業財産法第 28 条(4)(c)に基づく猶予期間中に納付する手数料	200
13A	更新証書(第 49 規則(4))	なし
14	第 51 規則(1)に基づく登録商標の無効又は登録商標の抹消の申請	1000
15	付与されている権利又はそれを出願する権利の保有者の変更の記録請求(第 52 規則(1))	1000
16	委任状による代理人の任命(第 53 規則)	なし
17	a. 第 55 規則に基づく一時間毎又は一時間未満の登録原簿の閲覧及び文書の閲覧用	500
	b. 登録原簿又は閲覧が認められた文書の記載事項の認証付謄本の請求用(第 55 規則)	500
18	誤記又は誤りの訂正請求用(第 56 規則)	500
19	1 月以内の期間延長請求用(第 56 規則(3))	200
20	第 59 規則に基づく許諾を受けた者の名称の記録請求	1000
21	産業財産代理人としての登録の申請(第 60 規則)	50
	注：1) 様式1乃至6及びその様式に関し納付すべき手数料は後日別途公告される。	
	注：2) 様式7、12、13、15及び20に関する上記手数料は、団体、会社及び組合にのみ適用される。個人の場合における手数料は次のとおりである。	
様式		ニュルタム
7		500
12		500
13		500

	(第 49 規則(1)に基づく納付をするとき)	第 28 規則 (4) (c)により 500.00 + 100 (追 加料)
15		500
20		500
	その他すべての場合、納付すべき手数料は、均一の同 額である。	

附則II 様式（省略）